

2023年度 介護等体験オリエンテーション (国際学部・経営学部)

2023年3月
文教大学 教育支援課



- 今回の説明は、教職課程を履修している国際学部・経営学部の2年生(新3年生)を対象としています。
- 例年であれば、対面での介護等体験のオリエンテーションを開催していましたが、今年度は感染症のまん延状況に鑑みて、本資料にて介護等体験の概要や申込手続きについて説明します。
- **中学校教員免許取得には介護等体験の参加が必須**となりますので、本資料をよく確認し、参加を希望する方は期日までに申込をしてください。
- 高校免許のみ取得予定の方については、介護等体験は任意参加となりますが、卒業後に小学校教員あるいは中学校教員免許を取得する場合でも、介護等体験(を修了したことの証明)は有効となります。このことをもふまえて検討してください。
- 介護等体験は学外での実習です。体験においては覚悟と誠意をもって臨んでいただきます。これを機に教職課程を辞退する場合は、必ず教育支援課までご連絡ください。

説明内容

- ① 介護等体験とは
- ② 体験先について
- ③ 介護等体験の費用について
- ④ 介護等体験の申し込みについて
- ⑤ 今後の主な予定(教職関連)



- 説明内容としては、大きく上記の5点です。

①介護等体験とは

- ▶ 義務教育課程の教員免許(小学校教諭・中学校教諭)を取得するためには、関係法令に基づき「介護等体験」を行う必要がある。(本学では3年次に実施)
- ▶ 高校免許のみ取得予定の方は任意参加とするが、将来的に義務教育課程の免許を取得する場合でも、介護等体験(を修了したことの証明)は有効となる。
- ▶ 「介護等体験」は科目ではないため、単位認定は行わず、各受入施設から体験終了の証明を受ける。
- ▶ 【体験日数】

特別支援学校:連続2日間(例年、6月～1月ごろ)

社会福祉施設:連続5日間(例年、8月～3月ごろ) 合計7日間

※土・日に受け入れ可能な施設は少ないため、基本的には平日での参加を予定してください(例外あり)



- ここでは、介護等体験の概要について説明します。
- 前ページで触れた通り、義務教育課程の教員免許(小学校教諭・中学校教諭)を取得予定者には、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る特例等に関する法律」に基づき介護等体験の参加が義務付けられています。
- 個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの観点から、社会福祉施設や特別支援学校において、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの方との交流等を体験することを目的としています。
- 高校免許のみ取得予定の方は任意参加となりますが、在学中に介護等体験を修了したことの証明書は、卒業後に小学校教諭免許・中学校教諭免許を取得する際にも有効となります。中学校教諭免許の取得予定の方も、将来的に小学校教諭免許を取得する際に有効となります。
- 介護等体験は科目ではないため、履修登録はありません。後ほど案内する申し込み手続きを行うことで参加可能となります。
- 体験日数は、特別支援学校が連続2日間、社会福祉施設が連続5日間の合計7日間です。
- 土・日曜日に受け入れ可能な施設は少ないため、基本的には平日での参加を予定してください(例外あり)。
- 介護等体験参加による授業の欠席は、「欠席扱い免除願」の対象事由となります。
- 体験終了後、受入施設より体験終了の証明を受けます。ここで発行される証明書は中学免許の申請時に必要です。再発行は不可となりますので、大切に保管してください。

②体験先について

- ▶ 特別支援学校の体験先については、**東京都内の学校**にて調整される。
- ▶ 社会福祉施設の体験先については、おおむね3月中の現住所を参考に決定。**東京都内の施設にて**体験の申し込みが可能。
- ▶ 体験先の調整にも関わるため、住所変更が生じた場合は、すみやかに所定の手続き及び教職担当者への報告を行うこと。

体験先	実施日数	場所	内容例
特別支援学校	連続2日間 (例年、6月～翌1月頃)	東京都内 のいずれかの学校	特別支援学校での見学・補助等
社会福祉施設	連続5日間 (例年、8月～翌3月頃)	東京都内 のいずれかの施設	高齢者、障害者等の介護・介助等



- 特別支援学校の体験先については、**東京都内の学校**にて調整されます。**東京都以外の自治体では体験を行えません。**
- 社会福祉施設の体験先については、**東京都内の施設**にて調整されます。申込時に希望を確認しますので、4月以降の居住地等もふまえて回答してください。
- 4月以降に住所を変更する予定がある方は、申し込み時に確認します。

③介護等体験の費用について

【費用】

15,000円（2023年4月以降に徴収予定）

- ▶ 費用徴収の詳細は、申し込みをした方に別途お知らせする。
- ▶ 振込用紙による費用納入を予定。
- ▶ 自己都合による体験辞退の場合、一度納入した費用は返還しない。
- ▶ 受け入れ施設によっては、追加の費用負担が発生する可能性がある。



- 振込用紙を郵送し、最寄りのコンビニ等で納入をお願いする予定ですので、費用納入のために登校する必要はありません。
- 一旦納入した費用は、自己都合による体験辞退の場合、返還できません。ご注意ください。
- 受け入れ施設によっては、各自で細菌検査(1,000円程度)を受ける必要がある等、追加の費用負担が発生する可能性があります。
- その他には、体験中に施設側で食事を用意し、その費用を体験当日に直接徴収するケースもあります。

④ 諸注意・補足

- ▶ 体験先の決定時期は、例年、体験参加年の5月下旬～7月上旬（同じ時期に事前指導を実施）
- ▶ 特別支援学校及び社会福祉施設について、基礎的な事項を事前に調べておくこと。
- ▶ 授業期間、長期休業期間を問わず体験日になる可能性がある。体験日の変更の希望には応じられないため、2023年度の予定は慎重に立てること。
- ▶ 施設によっては、「健康診断」「細菌検査」の結果について、提出を求められる。
- ▶ 身体障害等で体験時に特別な配慮を要する方、食物アレルギーがある方は教育支援課教職担当まで事前に相談すること。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、特別支援学校・社会福祉施設での介護等体験が中止となった場合には、代替措置を講じる可能性がある。



- 事前指導では体験にあたっての心構えや諸注意などの説明を受けることとなりますが、特別支援学校や社会福祉施設について、基礎的な事項を事前に調べておきましょう。
- 体験日程は東京都教育委員会、社会福祉協議会が全体調整するため、変更希望には応じられないものと考えてください。
- 細菌検査については、各自での受診となりますが、健康診断は学内での受診結果(写し)を提出可能です。学内の健康診断(2023年4月実施予定)は必ず受診してください。
- 身体障害等で体験時に特別な配慮を要する方は教育支援課教職担当まで事前にご相談ください。また、食物アレルギーがある場合も申告をお願いします(体験先の施設側で食事を用意するケースがあります)。
- 2020年度～2022年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特別支援学校・社会福祉施設での介護等体験は中止となりました。この代替措置として、文部科学省が指定する印刷教材を使用した学修を行い、レポート提出で学修成果を確認する対応をとりました。
- 感染症のまん延状況次第では、各施設での介護等体験を実施できず、皆さんも代替措置の対象となる可能性もありますが、現状では各施設での介護等体験は実施されるものとして、準備を進めましょう。
- その他、不明点があれば、教育支援課教職担当までお問い合わせください。

⑤今後の主な予定(教職関連)

▶ 以下は2025年3月卒業とした予定です。

実施時期(目安)	予定
2023年4月	学内健康診断の受診 教育実習に関するオリエンテーション
2023年4月～年度内	教育実習校の開拓
2023年5月下旬～7月頃	介護等体験 受け入れ先の決定
2023年6月頃	介護等体験 事前指導(学内)
2023年8月～順次	介護等体験
2024年5月～順次	教育実習
2024年6月下旬～9月	教員採用試験(各自治体ごとに実施)



- 今後の主な予定は上記のとおりです。
- これ以降は、履修の組立・教育実習・教員採用試験対策など、教職課程に関する学内外での対応事項が多くなります。体調・スケジュール管理には十分に注意してください。